

## 退職手当審査会運営規則（平成26年6月20日退職手当審査会決定）一部改正案 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（委員等の除斥）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する委員又は臨時委員は、当該事案に係る調査審議に関与することができない。</p> <p>一 法第14条第4項、法第15条第5項、第16条第3項又は法第17条第8項において準用する行政手続法（以下この条において「省令手続準用行政手続法」という。）第15条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）</p> <p>二 省令手続準用行政手続法第17条第2項又は第7条において読み替えて準用する行政手続法（以下「規則準用行政手続法」という。）第17条第2項に規定する参加人</p> <p>三 前2号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族</p> <p>四 第1号又は第2号に規定する者の代理人又は省令手続準用行政手続法第20条第3項若しくは規則準用行政手続法第20条第3項に規定する補佐人</p> <p>五 前4号に規定する者であったことのある者</p> <p>六 第1号又は第2号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七 第2号に規定する者以外の者であって法に照らし法第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分につき利害関係を有するものと認められる者</p>	<p>（委員等の除斥）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する委員又は臨時委員は、当該事案に係る調査審議に関与することができない。</p> <p>一 法第14条第4項、法第15条第5項、第16条第3項又は法第17条第8項において準用する行政手続法（以下この条において「省令手続準用行政手続法」という。）第15条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）</p> <p>二 省令手続準用行政手続法第17条第2項又は第7条において読み替えて準用する行政手続法（以下「規則準用行政手続法」という。）第17条第2項に規定する参加人</p> <p>三 前2号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族</p> <p>四 第1号又は第2号に規定する者の代理人又は省令手続準用行政手続法第20条第3項若しくは規則準用行政手続法第20条第3項に規定する補佐人</p> <p>五 前4号に規定する者であったことのある者</p> <p>六 第1号又は第2号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七 第2号に規定する者以外の者であって法に照らし法第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分につき利害関係を有するものと認められる者</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和8年6月29日から施行する。</p>